



京 都 労 働 局
平成 28 年 8 月 8 日
午後 1 時 00 分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局 労働基準部賃金室
賃金室長 吉岡 宏修
地方賃金指導官 高木 芳夫
電話 075 - 241 - 3215(ダイヤル)

京都府最低賃金は、24 円の大幅アップで時間額 831 円に 『京都府最低賃金審議会』が引上げの答申

京都府最低賃金を時間額で定めることとなった平成 14 年度
(2002 年)以降、最も高い引き上げ額、10 月 2 日発効予定

京都府最低賃金審議会(会長 久本 憲夫 京都大学大学院 経済学研究科 教授)は、京都府最低賃金(時間額 807 円)を **24 円** 引上げて **831 円** にすることが適当であると、本日(8 月 8 日) 京都労働局長(井内 雅明)に答申した。

京都労働局長は、この答申に基づき、速やかに改正決定に関わる所要の手続きを進める。

答申の要旨

京都府最低賃金を、1 時間 **831 円**(**24 円** 引上げ)に改定する。

改定額の効力発生は法定どおりとする。(平成 28 年 10 月 2 日発効の予定)

今回の答申に伴い強い影響を受けるのは、京都府内の地域経済を支え、雇用の維持に努めている中小企業・小規模事業者である。このような京都府内の中小企業・小規模事業者への総合的かつ抜本的な支援なくしては、京都府内の地域経済の維持・発展はあり得ない。

また、今後の賃上げを行っていくためには、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする総合的な支援策を講じること等による経営環境の整備が必要不可欠である。

そのために、さまざまな支援策が考えられるが、まず、業務改善助成金を全国で活用出来、さらに、賃上げを実施した企業であまねく活用できる制度とされるよう改善することを要望する。加えて、直接的で、効果的な、そして中小企業・小規模事業者が利用しやすい助成金制度の新設とともに、省庁の垣根を越え、政府一体となって、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた抜本的な対策を至急講じることを強く求める。

【裏面に続く】

<答申までの経過>

平成 28 年 7 月 4 日、京都労働局長は京都地方最低賃金審議会に対して、京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた(諮問)。 諮問文は当局HP掲載済

同審議会はこれを受けて、7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安(京都府の場合は、Bランク：24円の引上げ)を参酌しつつ、慎重に調査審議を重ねた結果、本日(8月8日)答申がまとめられたものである。

今後の手続き

- 1 答申に対する異議の申出の受理(異議の申出期間は、8月23日まで)同日公示、当局HP掲載
- 2 京都地方最低賃金審議会における異議の取り扱い審議(異議申出がある場合)
- 3 異議に対する審議会の答申が得られれば、最も早い官報公示日は9月2日、発効日は10月2日



【 参考 : 過去 15 年間の最低賃金の改定状況 】

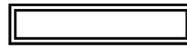
年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)	影響率(%)
平成 14 年度 (10.1 発効)	677	0	0.00	2.4
平成 15 年度 (10.1 発効)	677	0	0.00	1.0
平成 16 年度 (10.1 発効)	678	1	0.15	2.0
平成 17 年度 (10.1 発効)	682	4	0.59	2.1
平成 18 年度 (10.1 発効)	686	4	0.59	1.6
平成 19 年度 (10.25 発効)	700	14	2.04	1.7
平成 20 年度 (10.25 発効)	717	17	2.43	4.5
平成 21 年度 (10.17 発効)	729	12	1.67	2.9
平成 22 年度 (10.17 発効)	749	20	2.74	3.9
平成 23 年度 (10.16 発効)	751	2	0.27	7.0
平成 24 年度 (10.14 発効)	759	8	1.07	5.8
平成 25 年度 (10.24 発効)	773	14	1.84	8.4
平成 26 年度 (10.22 発効)	789	16	2.07	7.3
平成 27 年度 (10.7 発効)	807	18	2.28	12.7
平成 28 年度 (10月2日発効予定)	831	24	2.97	15.1

時間当たりで最低賃金を決める制度になった平成 14 年度 (2002 年) 以降、最も高い引上げ額となる。最低賃金改正に伴う影響率について

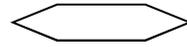
影響率は、15.1%

(影響率とは、賃金が改正後の最低賃金を下回る労働者の割合のこと)

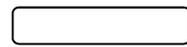
最低賃金決定の仕組み



都道府県労働局長が行う事項



最低賃金審議会が行う事項



労働者又は使用者が行う事項

最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金

(地域別最低賃金)

